

芦屋市社会教育委員に関する条例

昭和25年12月18日

条例第27号

第1条 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第15条に基き本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は10名以内とする。

第3条 委員の任期は2年とし毎年4月社会教育法第15条の規定により委嘱する。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 本条例施行に関し必要な事項は、本市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和27年6月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年3月26日条例第13号)

- 1 昭和28年の期に委嘱した委員の任期は、昭和30年3月までとする。
- 2 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和29年3月30日条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年5月1日から適用する。

附 則(昭和30年5月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則(昭和31年11月22日条例第13号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。